

入札説明書

目次

1. 入札説明書	P 1 ~ P 5
2. 別紙様式	P 6 ~ P 1 0
3. 記入例	P 1 1 ~ P 1 3
4. 仕様書	P 1 4 ~ P 2 2
5. 契約書 (案)	P 2 3 ~ P 2 8

橿原市四条町 8 4 0 番地
奈良県立医科大学 経営企画課

入札説明書

e-Learning システム購入に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1. 公告日

平成27年7月27日（月）

2. 入札に関する内容

(1) 入札物件

e-Learning システム購入

(詳細は、別添仕様書のとおりとします。)

(2) 納入期限

平成27年11月30日（月）

(3) 納入場所

奈良県橿原市四条町840番地 奈良県立医科大学附属病院

3. 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第3条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該調達の入札の日に、奈良県の指名停止又は指名保留の措置期間中でないこと。
- (3) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格者で、業種目が、B1「オフィス用品」、E1「医療機器・用品」、Q2「電算業務」のいずれかに登録されている者であること。
- (4) 別紙仕様書に示した仕様と同等以上の納入実績（過去3年以内に、本学へ導入予定のe-Learningシステムについて、400床以上の病院への元請としての納入実績（現在のライセンス数が500以上に限る））があるシステムを導入すること。
- (5) 別紙仕様書に示した調達物品等の規格に合格した物品を納入し得ることを証明できる者であること。

4. 入札参加申込

(1) 申込（申請）受付場所

〒634-8521 橿原市四条町840

公立大学法人奈良県立医科大学

病院経営部 経営企画課 情報企画係 熊谷・石田

TEL：0744-22-3051（内線5251・5252）

FAX：0744-29-8815

E-Mail：med-sys@naramed-u.ac.jp

(2) 提出期限

提出期限 平成27年8月6日（木）午後5時まで

郵送可。ただし上記期日までに必着のこと。
再提出期限 平成27年8月11日（火）午後5時まで
郵送不可。

（提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等がある場合は、再提出期限までに再提出して下さい。）

（3）提出書類

- ① 適合規格承認申請書（別紙様式1）
- ② 納入実績報告書（別紙様式2）

5. 入札参加資格の確認

入札参加資格の有無については、4.（3）に示した提出書類に基づいて確認し、その結果を平成27年8月19日（水）までに入札参加申込者に対しFAXにより通知します。

6. 入札説明会

入札説明会は行いません。

7. 仕様書等に関する質問方法

入札説明書、仕様書等に関して質問がある場合は、平成27年7月31日（金）午後5時までに4.（1）の場所まで書面により提出して下さい。質問に対する回答は、その都度全員にメールで回答します。

8. 入札、開札の日時及び場所

平成27年8月21日（金） 午前10時00分から
奈良県立医科大学 大学本館 3階 小会議室

9. 入札書の提出方法

（1）入札書は、入札日時に入札箱に投入してください。その際、封筒に入れ密封し、かつ、封書の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「e-Learning システム購入」の入札書である旨を記入してください。（記入例を参照）

（2）入札書は、郵便で差し出すことができます。

ア. 入札書を郵便で差し出す場合は書留郵便とし、封緘した入札書を別封筒（送付用封筒）に入れ、送付用封筒の表面に「公立大学法人奈良県立医科大学 e-Learning システム購入に係る入札書在中」と朱書きし、平成27年8月20日（木）午後5時までに4.（1）の場所に到着するようにして下さい。なお、予定価格の制限に達しない場合がありますので、入札書は初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書の郵送を認めるものとします。

イ. 初度入札に係る入札書と共に再度入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は、入札物件毎に初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書を別々に封緘し、封筒の表面には直接提出する場合と同様に氏名等を記入の上、「初度入札」・「再度入札」・「入札辞退」（当初又は途中で辞退する場合）の区別を記入し、9.（2）アに基づき到着するようにして下さい。

- ウ. 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
 - エ. 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別がなく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。
- (3) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。
 - (4) 入札参加者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができます。
 - (5) 入札執行回数は、2回を限度とします。

10. 入札書の作成方法等

- (1) 入札書は<別紙様式3>によることとします。
- (2) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とします。
- (3) 入札書の記載にあたっては、下記の点に注意してください。
 - ア. 件名は、「e-Learning システム購入」とします。
 - イ. 年月日は入札書の提出日とします。
 - ウ. あて名は公立大学法人奈良県立医科大学 理事長 細井 裕司 とします。
 - エ. 入札者氏名及び押印は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また印章にあつては奈良県（会計局総務課調達契約係）に届出済みのものとします。
 - オ. 代理人が入札する場合は、入札者の氏名、並びに当該代理人の氏名の記載及び押印しておくとともに、<別紙様式4>の委任状を提出してください。
 - カ. 入札書に記載する金額は、仕様書に明記する一切の諸経費を含んだ額を記入してください。
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければなりません。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とします。競争入札に参加しようとする者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (6) 記載した金額を提出前に変更するときは、新しい入札書を使用してください。

11. 入札保証金

入札金額（再入札の場合は最初の入札の入札金額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付して下さい。ただし、公立大学法人奈良県立医科大学

契約規程第4条のただし書の規定に該当する場合（保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者等）は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除します。

また、落札者が落札後契約を締結しない場合は、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第17条第2項の規定に基づき、損害賠償を請求する場合があります。

12. 開札

開札は、入札執行後直ちに入札に参加する者又はその代理人が必ず出席（1社1名）して行うものとします。この場合において、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行うこととします。

13. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

- (1) 所定の入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札

14. 当該入札に関する事務を担当する部局の名称

〒634-8521 橿原市四条町840

公立大学法人奈良県立医科大学

病院経営部 経営企画課 情報企画係 熊谷・石田

TEL: 0744-22-3051 (内線5251・5252)

FAX: 0744-29-8815

E-Mail: med-sys@naramed-u.ac.jp

15. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって入札をした者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者がいるときは、直ちに当該入札者にくじを引いていただき、落札者を決定するものとします。
- (3) 落札となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ契約の条件を確実に履行できるかを照会するため、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合があります。

16. 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災等やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止します。また、入札者の連合の疑い、不正不穏行動等をなすことにより入札を公正に執行できないと認められるときは、入札を取り消すことがあります。これらの場合における損害は入札者の負担とします。

17. 調達手続きの停止等

この調達に関する苦情申し立てに係る処理手続きにおいて、契約を停止し又は解除する場合があります。

18. 契約書の作成

- (1) 契約書を2通作成し、各自1通を保有することとします。
- (2) 契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。ただし、契約書用紙は交付します。

19. 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、公立大学法人奈良県立医科大学契約規程第26条第1項ただし書の規定（法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等）に該当する場合は、免除します。

20. その他の事項

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失ったり又は指名停止を受けた場合は契約を締結しません。
- (2) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。

<別紙様式1>

適合規格承認申請書

平成 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学理事長 細井 裕司 殿

住所（所在地）

名称又は商号

代表者名

印

次のとおり適合規格について承認申請します。

名 称	メーカー名・商品名 ・品番等	数量・規格等
e-Learning システム		仕様書を満たす機能を 有している。 ・ 仕様書を満たす機能は 有していない。 (どちらかに○で囲ん で下さい。)

※注意

メーカーのカタログ、図面等（商品名・規格等を記載したもの）
もしくは、技術資料等仕様を証明するものを添付してください。

<別紙様式2>

納入実績報告書

平成 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学理事長 細井 裕司 殿

住所（所在地）
名称又は商号
代表者名

印

導入予定システムの納入実績

項 目	内 容
1. 稼働病院名	
2. 病床数	
3. 納入時期（年月）	
4. システムの区分	オンプレミス クラウド
5. 現在のライセンス数	
1. 稼働病院名	
2. 病床数	
3. 納入時期（年月）	
4. システムの区分	オンプレミス クラウド
5. 現在のライセンス数	
1. 稼働病院名	
2. 病床数	
3. 納入時期（年月）	
4. システムの区分	オンプレミス クラウド
5. 現在のライセンス数	
1. 稼働病院名	
2. 病床数	
3. 納入時期（年月）	
4. システムの区分	オンプレミス クラウド
5. 現在のライセンス数	

※注意

1. 納入実績には、過去3年以内に400床以上の病院へ本学に導入予定の e-Learning システムを納入した元請としての実績を記載して下さい。但し、現在のライセンス数が 500 以上に限ります。
2. 入札者の契約実績には、過去2年間に国、地方公共団体又は独立行政法人とシステム納入契約を行い、履行した実績があれば優先して記載してください。複数回の実績があれば、入札保証金は免除されます。
3. 「システムの区分」は、どちらかに○をつけてください。
4. 「納入時期」は、e-Learning システムの当初の納入時期を記載してください。
5. 「現在のライセンス数」は、本入札公告日時点の当該 e-Learning システムのライセンス数を記載してください。なお、無制限の場合は「無制限」とし、概ねの登録ユーザ数も記載してください。

<別紙様式 4 >

委 任 状

私は、(受任者名) _____ を代理人と定め、
次の事項を委任します。

1. 入札物件名 e-Learning システム購入
2. 納入場所 奈良県橿原市四条町 8 4 0 番地
 奈良県立医科大学附属病院



(受任者使用印)

上記の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司 殿

委任者 住所 (所在地)
 氏名 (名称又は商号)

印

<別紙様式5>

入 札 辞 退 届

入札年月日 平成 年 月 日 ()

調達物件名 e-Learning システム購入

下記の理由により入札を辞退します。

記

入札辞退理由

平成 年 月 日

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司 殿

住所 (所在地)
氏名 (名称又は商号)

印

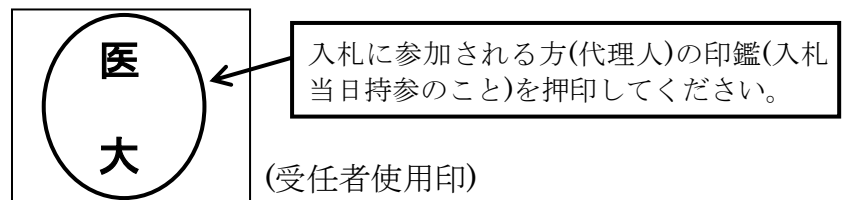
図 2. 委任状記載例

<別紙様式 4 >

委 任 状

私は、(受任者名) 医大 太郎 を代理人と定め、
次の事項を委任します。

1. 入札物件名 e-Learning システム購入
2. 納入場所 奈良県橿原市四条町 8 4 0 番地
奈良県立医科大学附属病院



上記の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

平成 27年〇〇月〇〇日

公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司 殿

奈良県に届出済みの印を押印してください。

委任者 住所(所在地) △△市□□町1丁目10番地
氏名(名称又は商号) ◎◎◎◎◎株式会社
代表取締役 大和 太郎

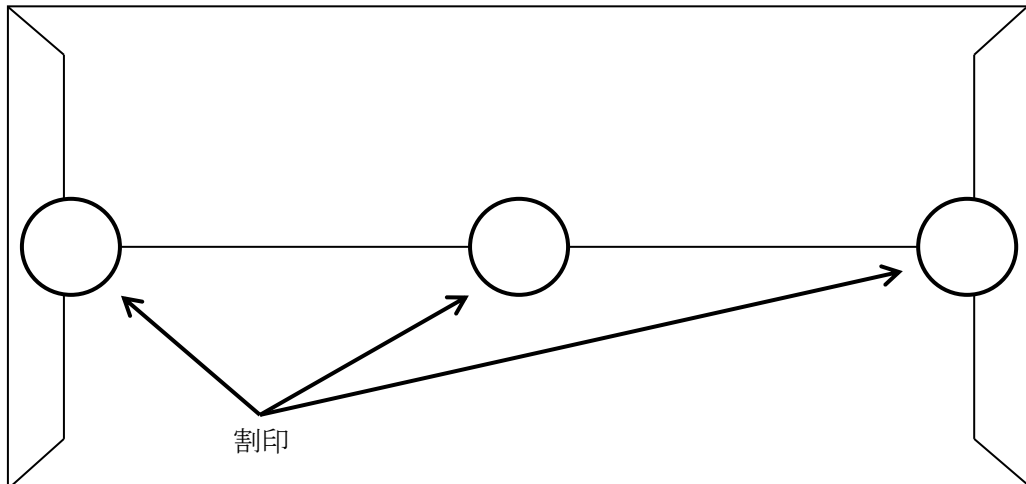
印

図 3. 入札書に係る封書の記載例

封書表面

入札書在中		平成 27 年〇〇月〇〇日
公立大学法人奈良県立医科大学理事長 細井 裕司 様		
入札物件名	e-Learning システム購入	
納入場所	奈良県橿原市四条町 8 4 0 番地 奈良県立医科大学附属病院	
入札者	住所(所在地)	△△市□□町 1 丁目 1 0 番地
	氏名(名称又は商号)	◎◎◎◎◎株式会社
	代表取締役	大和 太郎

封書裏面



e-Learning システム 仕様書

平成 27 年 4 月

公立大学法人 奈良県立医科大学

1. 導入システム概要

奈良県立医科大学附属病院（以下「本院」という。）の病院業務にかかる教育研修における受講率の向上、受講手段の多様化等のため e-Learning システムを導入する。具体的な利用としては、医療安全、感染対策等で行っている集合研修の補間的な研修としての活用を予定している。その他、院内で行われている研修やカンファレンス等への利用も検討して行く。

2. 基本事項

- ・本件業務の遂行にあたる管理体制を明確化し、本件業務の着手前に文書で報告すること。
- ・作業に当たって事故（情報セキュリティ事故を含む）が発生した場合、速やかに報告すること。また、調査に協力する義務を負うこと。
- ・本件業務の遂行にあたり、稼働しているシステムに影響を与えないこと。なお、業務の履行のため影響をあたえることが予測される場合、担当者と協議のうえ進めること。
- ・作業者は名札を着用すること。
- ・作業を行うにあたり構築スケジュールを含む全体計画書を提出すること。

3. 契約対象範囲

今回の作業範囲は、以下のとおり。

- a) 本院所有のサーバへの本システムソフトウェアの導入、設定。
- b) 本システム設定等のための関係部署との調整
- c) 運用までに必要な試験調整。
- d) 管理担当者及び教育担当者への運用教育。
- e) 本番稼働立会。
- f) その他付随する作業。

4. 法令等の遵守

本業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ると共に諸法令の適用については、請負業者の責任と費用負担において行わなければならない。

諸法令を遵守し、これに違反した場合、発生し得る責務が、本院におよばないようにしなければならない。

5. システム等イメージ図

- ・システム構成のイメージ図 ・ ・ ・ ・ （別図1）
- ・運用イメージ図 ・ ・ ・ ・ （別図2）

6. 本システムソフトウェアを導入、設定するハードウェア

1) サーバ系

- ① 本システムを稼働させるサーバ（本院で用意）
 - ・メーカー・形式
NEC Express5800/R12d-2M
 - ・CPU Xeon E5-2640 (6C/12T)

請負業者 e-Learning システムソフトウェア
稼働させる OS が Windows 以外の場合のゲスト OS
(稼働に必要なソフトウェアのインストールを含む)

6. ソフトウェアの仕様

1) パッケージソフトウェア要件

- ① オンプレミスで稼働すること。
- ② 仮想サーバに対応できること。(本院が用意した WindowsServer2012R2 上の Hyper-v3.0)
- ③ 集合研修を受講した利用者情報を本システムにインポートし、e-Learning の受講情報と一元的 (利用者が自分の受講暦を一覧表示したときに e-Learning と集合研修の受講暦の両方を表示でき、それぞれを画面上で区別できる。) に管理できること。
なお、集合研修については、現在行っている集合研修で事前申し込みを行っていないが、オプション等で機能追加可能であること。
- ④ アクティブユーザで 2500 人に対応できること。
- ⑤ 同時接続ユーザは 30 人程度想定している。
- ⑥ システム管理者、研修管理者、部門管理者、利用者の 4 段階の権限設定が出来ること。
なお、明確に 4 段階の権限設定ができない場合でも、本学が要求する同等の設定ができれば可とする。
- ⑦ 研修後のテストが行えること。
- ⑧ 研修後のアンケートが行えること。市販または構築業者の販売している病院業務の教材を利用できること。(有償または無償)
- ⑨ 研修を年度で管理できること。

2) 役割別の権限

- ① 次の役割別権限が設定等出来ること。
なお、明確に 4 段階の権限設定ができない場合でも、本学が要求する同等の設定ができれば可とする。

名称	利用者	部門管理者	研修管理者	運用担当者
権限の種類	利用者権限	部門管理者権限	研修管理者権限	管理者権限
役割	研修受講者	研修受講者の 部門管理者	研修実施担当者	システム全体の 管理者
必要な機能等	<ul style="list-style-type: none"> ・e-Learning と集合研修の両方を合わせて、自分の受講状況を把握できること ・自分のパスワードを変更できること ・受講の中断・再開が出来ること。(動画教材の中断を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自部門の職員の受講状況を把握できること ・医療安全、感染対策等分類別に自部門職員の受講回数(年度内)を把握できること 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの登録・削除が出来ること ・研修毎、部門毎、職員毎の受講状況を把握できること ・集合研修の結果をインポートできること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザの管理が出来ること ・システムの運用管理が把握できること ・全体の利用状況統計が出来ること

3) 研修管理

- ① 研修は医療安全、感染対策等分類別に管理でき、それぞれに研修管理者を設定できるこ

と。

- ② 分類別に部門毎及び職種毎の職員の受講の可否を設定できること。

4) コンテンツ管理

- ① 一般的なビデオカメラ（MPEG-4、MPEG-2）やデジタルカメラ（MPEG-4）で撮影された動画を登録できること。
- ② ①の動画を直接本システムに取り込めない場合は、変換ソフトを用意すること。
- ③ 動画の保管について本システムのサーバ上で行うことを原則とするが、他のストリーミングサーバ等の利用が必要な構成の場合は、動画が配信できるサーバを用意すること。（年間、想定 30 分で 100 本程度を想定。ストリーミングサーバをクラウドで利用する場合は本システム導入後 1 年間の運用経費を本調達に含むこと。）
- ④ パワーポイント等オフィスソフトで作成したコンテンツを登録できること。
- ⑤ パソコン用に作成すればタブレットでも利用可能なこと。スマートフォンについては、パソコン用をそのまま利用できるか、又は容易にスマートフォン用に変換できること。（出来るだけ別に作成する必要が無いこと。）
- ⑥ コンテンツの作成ツールが用意されていること。
なお、ツールが本システムと別製品の場合は、同時に 2 名以上が利用できる環境を用意すること。（本院が用意したパソコンにインストールすること。なお、リモートディスクトップでの利用を可能とすること。）
- ⑦ アンケート及びテストを容易に登録できるツールが用意されていること。
なお、ツールが本システムと別製品の場合は、同時に 2 名以上が利用できる環境を用意すること。（本院が用意したパソコンにインストールすること。なお、リモートディスクトップでの利用を可能とすること）
- ⑧ アンケートの集計機能があること。
- ⑨ テスト問題には、点数条件の設定が可能であること。
- ⑩ コンテンツの有効期限を設定できること。

5) 操作性

- ① 一般利用者に利用に対する研修や説明が必要ないわかりやすいシステムであること
- ② 医療安全、感染対策等分類別の一覧から容易に受講する研修を選択できること。
- ③ 受講済み研修については、受講済みであることが明確にわかるようになっていること。
- ④ 利用者自身の受講状況（e-Learning 及び集合研修）を一覧で表示できること。
- ⑤ パスワードを容易に変更できること。

6) データ管理

- ① 病院の所有しているデータ（職員情報）を CSV でインポートできること
想定するインポート情報： 職員番号、氏名、部門名、役職、職種、初期パスワード 等
（既にあるデータについてはインポートによりパスワードが変更されないこと）
- ② 集合研修のデータ（受講情報）を CSV でインポートできること
想定するインポート情報： 職員番号、氏名、研修名、開催日 等

- ③ e-Learning のデータ（管理情報）を CSV でエクスポートできること
想定するエクスポート情報： 職員番号、氏名、部門名、ログイン情報 等
- ④ e-Learning のデータ（研修情報）を CSV でエクスポートできること
想定するエクスポート情報： 職員番号、氏名、研修名、開催日、受講結果、
テスト・アンケート結果（ある場合） 等
- ⑤ 上記のインポート、エクスポート機能が無い場合でも、本システムが外部システムと連携できる API を備えていて、同等の機能を実現できることを可とする。
なお、API については、Visual Basic または MS-Aceess VBA で利用可能なこと。
また、データ連携のための API 利用に関しては、追加費用が必要ないこと。

7) システム管理

- ① 管理者が設定したパスワードを利用者が初回起動時に強制的に変更させることができること。
- ② 利用者がパスワードを忘れた場合に、管理者のパスワードの初期化や再発行などの対策が取れること。
- ③ 利用者の登録、削除、登録内容変更、権限変更等が容易に行えること。
- ④ 利用者の登録情報、研修受講状況等のログが保存され、参照、ダウンロードが容易に行えること。
- ⑤ ログは、一定期間経過後の削除等メンテナンス機能があること。
- ⑥ 受講状況の統計が容易に取得できること。
- ⑦ 将来的にシングルサインオンを予定しているため、対応できるか、またはオプションで機能を追加できること。

7. バックアップ

- ① サーバ障害時に短時間（代替ハードウェアがある場合、概ね4時間以内）でリカバリが可能なバックアップ対策を行うこと。
- ② バックアップの頻度及び対象については、本院担当者と協議して決めること。
- ③ バックアップされたデータが正しく復元できるか本システム運用前に検証すること。

8. 導入スケジュール

- ① 本システムは、平成27年11月末までに運用を開始できること。

9. 試験調整

- ① テスト計画書を事前に本院担当者に提出し、本院担当者と協議のうえテストを行うこと。
- ② 実施にあたっては、本院担当者の立会のもと行なうこと。

10. ユーザに対する操作教育及び管理担当者への運用教育等

- ① 本システムの構築前に本院が開催する関係者（研修管理者等）が集まった会議等で本システムの概要と構築について説明を行うこと。
- ② 本システム運用前に本システムの運用を行う本院担当者及びコンテンツの作成等について

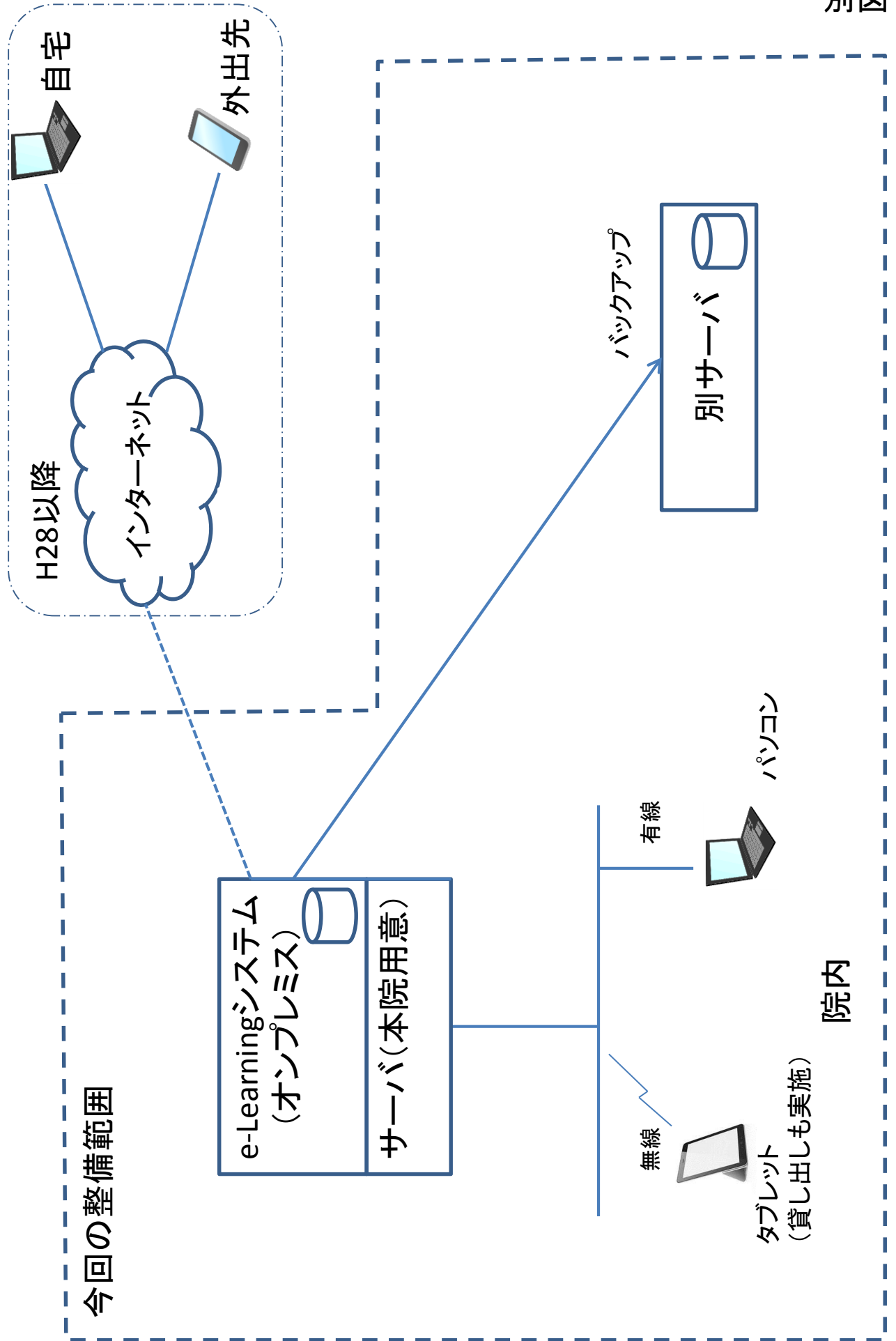
て関係職員への説明を行うこと。

11. 保守メンテナンス

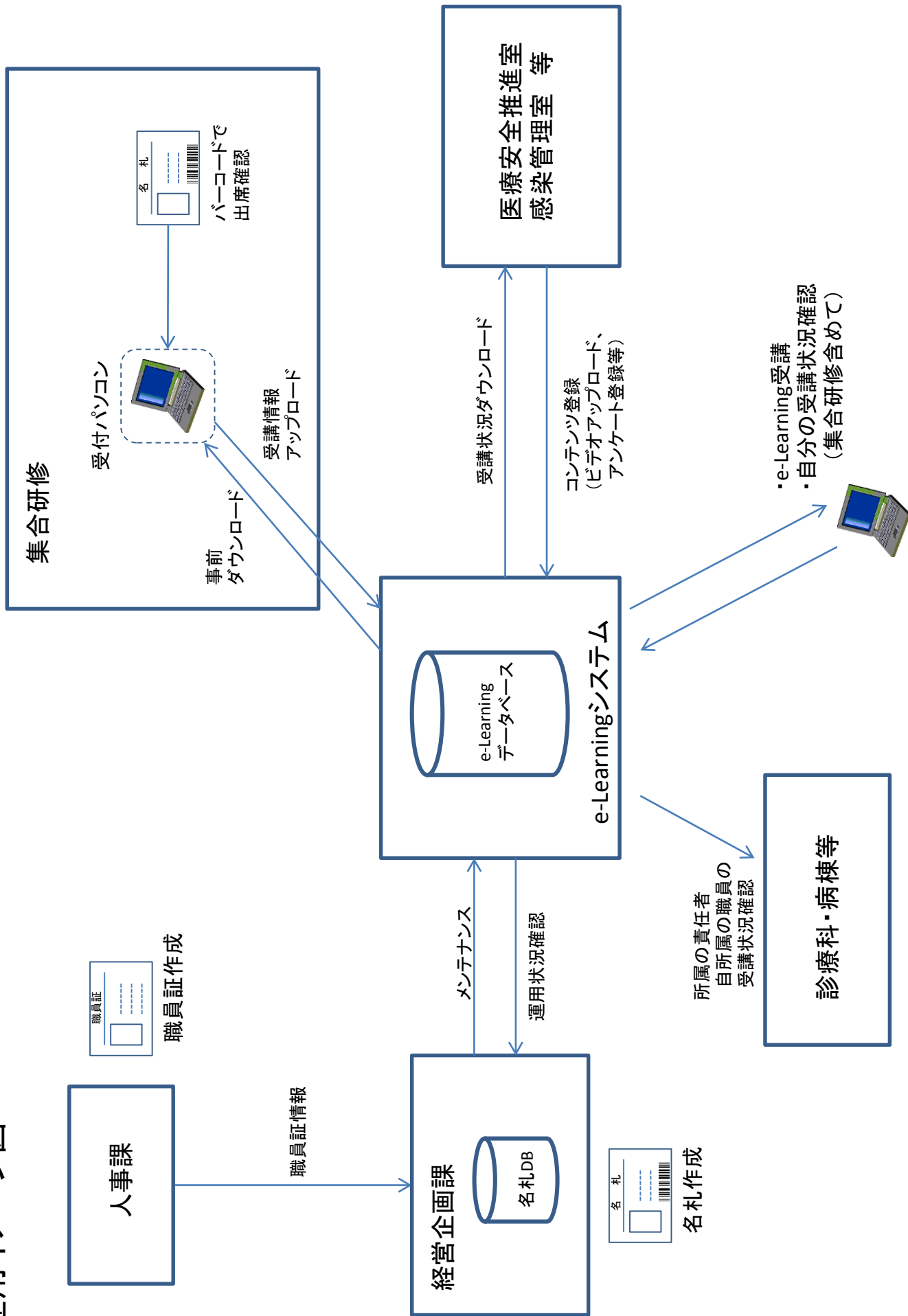
- ① 運用開始後（本学が納品の確認を行った日の翌月初日を基準日として）、12ヶ月のソフトウェア保守は本調達に含むこと。その後は別途保守契約を締結する予定とする。
- ② 保守メンテナンスには次のものを含む。
 - ・ 本システムの障害対応に関すること。
 - ・ 本システムの操作、運用上の問い合わせ対応。
 - ・ 本システムを運用していく上で必要な設定変更
- ③ 障害発生時の連絡先として、対応の出来る窓口を持つこと。
- ④ ハードウェアの保守は、月曜日から金曜日の9時から17時までのオンサイト保守に対応すること。
- ⑤ ソフトウェアの操作、運用上の疑義等について、平日9時から17時まで電話及びメールにより問い合わせできること。なお、本学側の問い合わせは、本学経営企画課職員からの問い合わせに対応できること。（人数限定は不可）
- ⑥ 障害発生時の一次対応及び日常監視のためのマニュアルを用意すること。

12. 成果物

- ① 成果物
 - ・ システム構成に係る書類
 - ・ 納品物一覧
 - ・ テスト結果
 - ・ 障害時取扱及び日常監視のマニュアル
 - ・ 次の操作マニュアル
システム運用担当者向け、コンテンツ作成者向け、一般利用者向け
(一般利用者向けは数ページの簡易版とする)
 - ・ 保守管理に関する体制連絡表
 - ・ その他構築及びシステム維持管理に関する資料
- ② 成果物は、書面一部とデータで納品すること。



運用イメージ図



とする。

(危険負担・瑕疵担保)

第8条 前条の検査前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

- 2 物件に隠れた瑕疵により正常な運用ができないときは、その補修・交換等については乙の負担で解決するものとする。
- 3 物品納入後、甲において損傷等を発見した場合にはそれが甲の過失による場合を除き、乙は甲の指定する期日までに良品と交換するものとする。
- 4 前項の場合において、乙が交換に応ずる期間は、物品納入後1年間とする。

(費用負担)

第9条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は乙の負担とする。

(代金の支払時期)

- 第10条 売買代金の支払いは、検査が完了し甲が物品を受領した後、乙からの支払請求書を受理した日から起算して30日以内にするものとする。
- 2 振り込み手数料は、乙の負担とする。

(遅滞利息)

第11条 遅滞利息については公立大学法人奈良県立医科大学契約規程に定めるところによる。

(損害賠償)

第12条 乙が故意又は重大な過失その他乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。但し、甲がやむを得ないと認めたときはこの限りではない。

(秘密保持及び個人情報の保護)

- 第13条 乙は、この契約による業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、これらの秘密を他の目的に利用してはならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いについて、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
 - 3 前二項の義務は、本契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除)

第14条 次の各号の一に該当すると甲が認める場合、甲はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期限内に契約を履行する見込みがないとき。
- (2) 乙が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
- (3) 乙が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
- (4) 乙が正当の理由がないのに検査、検収、監督等甲の関係職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 乙が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき

- (6) 乙がこの契約に違反し、相当の期間を定めた甲の催告受領後、相当期間内に当該違反行為の是正を行わなかったとき。
- (7) 乙が乙の都合により契約の解除を申し出たとき。
- (8) 乙が故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- 2 前項の場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 甲は、第1項に定める場合のほか、乙と協議の上、契約の履行が終らない間において特に必要があるときは、契約を解除することができる。
- 6 甲は、前項の規定による解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1（乙が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。

(疑義の決定)

- 第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議

して定めるものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名、押印のうえ各自その1通を保有する

平成27年 月 日

甲 橿原市四条町840番地
公立大学法人奈良県立医科大学
理事長 細井 裕司 印

乙

印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又

は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。